

公 告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出に係る書類をこの公告の日から 4 月間静岡市経済局商工部商業労政課において縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定に基づき、この公告の日から 4 月以内に静岡市に意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成 29 年 1 月 30 日

静岡市長 田 辺 信 宏

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン蒲原

静岡市清水区蒲原字嘉右エ門堀 322-11 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

イオンタウン株式会社

代表取締役 大門 淳

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(位置については縦覧に供する届出書類に示すとおり)

(変更前)

荷さばき施設 NO.	荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設①	9:00～19:00

(変更後)

荷さばき施設 NO.	荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設①	6:00～22:00

4 変更年月日

平成 29 年 2 月 7 日

5 届出年月日

平成 29 年 1 月 23 日